

はやぶさ

Hayabusa

2023.5
相模原法人会広報誌
No.243 隔月刊

ハイライト
令和5年度 税制改正に関する
提言の実現事項

INDEX

会活 2

法人会を支えるひと 3

株式会社文盛堂
取締役会長 尾作晃さん

ハイライト 4

令和5年度税制改正に関する提言の
実現事項

活動フラッシュ 11

令和5年3月～4月

令和5年度

事業計画案及び予算案承認 12

税務署からのお知らせ 14

はやぶさ花子の食べある記 16

株式会社セルクル

相模原法人会からのお知らせ 18

自主点検チェックシート
新会員紹介 令和5年2月～3月

読者プレゼント 19

提供:株式会社文盛堂

【表紙】相模原の風景

『氷川神社の鯉のぼり』

鯉のぼりの掲揚が始まったのは、宮司の長男の誕生が契機だそうです。初めは5匹だったのが、近所住民の寄贈もあって、今では100匹以上に増えました。泳いでいるのはその半分です。伝統の端午の節句を祝おうと、訪れた参拝客の目を楽しませています。

撮影地／中央区清新 撮影／松田廣司



～法人会の活動予定～

★印 ご案内・お申込書が同封されています。



5日(金)	🐶	相模の大凧まつり	【新戸スポーツ広場】
9日(火)	👤	生活習慣病検診	【相模原市立産業会館】
13日(土)	🌿	第50回相模原市民まつり	【あじさい会館前】
14日(日)	🌿	第50回相模原市民まつり	【あじさい会館前】
17日(水)	📖	健康セミナー「人生100年時代を生きる」	【相模原法人会館】
18日(木)	📄	新設法人説明会	【相模原法人会館】
23日(火)	📖	決算法人説明会	【相模湖交流センター】
24日(水)	📖	決算法人説明会	【国民生活センター】
	📖	決算法人説明会	【相模原法人会館】
25日(木)	👤	生活習慣病検診	【相模原市立産業会館】
26日(金)	👤	生活習慣病検診	【相模原市立産業会館】
29日(月)	⚖️	★法律相談	【相模原法人会館】
30日(火)	👤	生活習慣病検診	相模原市立産業会館】



8日(木)	📖	★税務研修会「令和5年度税制改正のあらまし」	【相模原法人会館】
14日(水)	👤	第11回通常総会	【相模原市立産業会館】
	👤	税務相談	【相模原法人会館】
22日(木)	📖	決算法人説明会	【相模原法人会館】
27日(火)	👤	県連通常総会・功労者表彰式	【横浜ベイホテル東急】
29日(木)	📖	女性部会ビジネススキルアップセミナー	【相模原法人会館】

※会場の密閉・密集・密接を回避、手指消毒の実施、マスクの着用等、感染予防対策を十分に講じて開催します。

※延期または中止になる場合がございますので、最新情報はHPをご確認下さい。

尾

作

● 中央南支部
株式会社文盛堂

OSAKU
AKIRA

晃 さん



法人会を支える
ひと

女子美大と共同制作
「文具のなる木」

街の人に愛されるお店づくり 意欲的な地域貢献で10年間のPTA活動



オリジナル
キャラクター
『ぶんちゃん』

中央区にある株式会社文盛堂は、取締役会長、尾作晃さんのお父様の忠さんが1957年に書店として創業。社名には文具が盛り上がるようにとの願いが込められ、文具も販売してきました。

晃さんは1975年に入社。「創業時、文房具類は世の中に少なく、鉛筆と消しゴムぐらいしか商品がありませんでした。私が入社した時期は、電子機器が出回り始めた頃で、我が社の経営にも少しずつ取り入れましたが、市場拡大することに不安を感じた先代はあまり賛成しませんでしたね。社長を継承したのは39歳の時ですが、正直なところ最初は、本当に自分がやりたい仕事かと迷いもありました」と振り返ります。

継承後は新しいことに挑戦し、会社を成長させたいという自分の夢と、父が扱ってきた文具や書籍も併売しながら事業を展開。地域に愛されるお店づくりを貫き、相模原お店大賞、神奈川県『優良小売店舗』として県知事表彰、相模原節電大賞などに加え、昨年、産業功労賞も受賞しました。

現在、本社に併設する店舗では、パソコンやコピー機などのIT関連機器、事務用スチール家具、事務用品や文具、ギフト商品等、幅広く扱っています。

店舗の外壁には大きく描かれた『ぶんちゃん』。店舗が今の場所に移転した際、この地域の人たちに愛されるようにと作った蜂がモチーフのオリジナルキャラクターで、店内のいたるところにも隠れていました。

店内中央には新ビル建設にあたり女子美大と共同制作した『文具のなる木』。カラフルな色鉛筆を葉に見立て、本物の文房具が実るなど買い物の楽しさを伝えています。

「変化することをやめたら、そこでおしまい。自分は新しいものを企画するのが好き」と話す通り、緑日やお絵描きコンテストが親子に大人気のサマーフェスタ、不要文具を預かり必要な人へ届ける「ステーションリーバン

ク」も実施してきました。

さらに地域に貢献したいという強い気持ちから、PTA活動に約10年携わり会長も務め、市内の小中学校へ簡易トイレの寄贈も行いました。

趣味は読書、城や神社仏閣などの歴史探索、ゴルフだそうです。今年70歳。「文盛堂には22歳の時に入社してから勤続48年です。かなり長い方だと思います」と温厚な笑顔です。

先見の明で、法人会へ積極的な提案

法人会では、以前、地区長を務め様々なイベントやボランティア活動に参加しました。

「法人会の歴代の会長さんが素晴らしい方でいいですね。ご自身のビジネスをしっかりなさっている方たちには、ついていきたいと思います」。

また、広報誌はやぶさに対して、「10数年前でしょうか、それまで新会員の紹介がなかったから、載せたらどうですかと提案したんですよ。他にも資料のメール配布やプロジェクト利用はどうか、例えば何かの料金を告知するならリンクではなく直に掲載の方がわかりやすいのでは?など賛否両論でしたが」とのこと。法人会でのオンライン会議が増え、ペーパーレス化している今日の現状を先見の明で見据えた、積極的な提案をしてられました。

息子さんで現社長の太一さんいわく「会長は私を含め、全社員の気が付かないような、細かいところに常に目がいき届いています」。その一方、家庭では近くに暮らす総勢6人のお孫さんたちと公園や食事に出かけたり、一緒にお風呂に入ったりする優しい祖父。お孫さんたちの次の来訪予定を楽しみにしている様子で、にこやかに話してくれました。

令和5年度 税制改正法案可決、 法人会の改正要望実現へ

令和5年度税制改正では、家計の資産を貯蓄から投資へと積極的に振り向け、資産所得倍増につなげるため、NISAの抜本的拡充・恒久化が行われるとともに、スタートアップ・エコシステムを抜本的に強化するための税制上の措置が講じられました。また、より公平で中立的な税制の実現に向け、極めて高い水準の所得について最低限の負担を求める措置の導入、グローバル・ミニマム課税の導入及び資産移転の時期の選択により中立的な税制の構築が行われました。加えて、自動車重量税のエコカー減税や自動車税等の環境性能割等の見直し、租税特別措置については、それぞれの性質等に応じ適切な適用期限が設定されました(令和5年度税制改正大綱より)。

法人会では、昨年9月に「令和5年度税制改正に関する提言」を取りまとめ、その後、政府・政党・地方自治体等に提言活動を積極的に行ってまいりました。今回の改正では、中小企業向け税制措置の適用期限延長、インボイス制度の負担軽減措置等、法人会の提言事項の一部が盛り込まれ、以下のとおり実現する運びとなりました。

Chapter 1 法人税関係

(1) 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の延長

法人会の提言

中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。なお、本制度は令和5年3月末日が適用期限となっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は適用期限を延長する。

実現された改正内容

中小企業者等の法人税率について、年800万円以下の所得に対する軽減税率の特例15%(本則19%)の適用期限が2年間延長されます。

【中小企業者等の法人税の本則税率と軽減税率】

対 象	本則税率		特例の税率
	年800万円超の所得金額	23.2%	
中小法人 (資本金1億円以下の法人)	年800万円超の所得金額	23.2%	—
	年800万円以下の所得金額	19%	15%

適用時期 令和7年3月31日までの間に開始する事業年度に適用されます。

(2) 中小企業投資促進税制の見直し及び延長

法人会の提言

中小企業投資促進税制については対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和5年3月末日となっている適用期限を延長する。

実現された改正内容

中小企業者等が新品の特定機械装置等を取得等した場合に取得価額(船舶については取得価額の75%)の30%の特別償却又は7%の税額控除が適用できる中小企業投資促進税制について、以下の見直しを行った上で、適用期限が2年間延長されます。

- ① 対象資産から、コインランドリー業(主要な事業であるものを除く)の用に供する機械装置でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものが除外されます。
- ② 対象資産について、総トン数500トン以上の船舶については、環境への負荷の低減に資する設備の設置状況等を国土交通大臣に届け出た船舶に限定されます。

適用時期 令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に対象設備の取得等をして事業の用に供した場合に適用されます。

(3) 中小企業経営強化税制の見直し及び延長

中小企業者等が新品の特定経営力向上設備等を取得等した場合に即時償却又は10%(資本金3,000万円超1億円以下は7%)の税額控除が適用できる中小企業経営強化税制について、特定経営力向上設備等の対象からコインランドリー業又は暗号資産マイニング業(主要な事業であるものを除く)の用に供する資産でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものを除外した上で、適用期限が2年間延長されます。

適用時期 令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に対象設備の取得等をして指定事業の用に供した場合に適用されます。

(4) 中小企業防災・減災投資促進税制の見直し及び延長

中小企業者等が災害への事前対策を強化するために防災・減災設備(自家発電機、制震・免震装置等)を取得等した場合に20%の特別償却が適用できる中小企業防災・減災投資促進税制(特定事業継続力強化設備等の特別償却制度)について、その対象設備に耐震装置を加えた上で、適用期限が2年間延長されます。また、令和7年4月1日以後に取得等する資産の特別償却率は18%(令和5年4月1日以後)から16%に引き下げられます。

適用時期 令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に事業継続力強化計画の認定を受け、認定を受けた日から同日以後1年を経過する日までに対象設備を取得等をした場合に適用されます。

(5) DX投資促進税制の見直し及び延長

法人会の提言

中小企業経営強化税制(中小企業等経営強化法)や、中小企業が取得する償却資産に係る固定資産税の特例(先端設備等導入制度)等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末(賦課期日)が迫った申請や認定について弾力的に対処する。なお、「中小企業経営強化税制」「固定資産税の特例」「中小企業防災・減災投資促進税制」「デジタルトランスフォーメーション投資促進税制」は、令和5年3月末日が適用期限となっていることから、適用期限を延長する。

実現された改正内容

全社的なDX(デジタルトランスフォーメーション)に向けた事業適応計画の認定を受け、DXの実現に必要なクラウド技術を活用したデジタル関連投資を行った場合に3%(若しくは5%)の税額控除又は30%の特別償却が適用できるDX投資促進税制について、以下のとおり認定要件の見直しを行った上で、適用期限が2年間延長されます。

- ① 生産性の向上又は新需要の開拓に関する要件を、売上高が10%以上増加することが見込まれること
- ② 取組類型に関する要件を、対象事業の海外売上高比率が一定以上となることが見込まれること

適用時期 令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に認定の申請をした事業適応計画に従って取得等をする資産について適用されます。ただし、令和5年4月1日前に認定の申請をした事業適応計画に従って同日以後に取得等をする資産については適用されません。

Chapter2 所得税関係

(1) NISA制度の抜本的拡充と恒久化

家計の資産を貯蓄から投資へと積極的に振り向け、資産所得倍増につなげるために、NISA制度が抜本的に拡充されます。なお、令和2年度税制改正で措置された令和6年1月から施行予定の「新NISA制度」については、その施行が見直され、今回の抜本的拡充・恒久化した制度に移行されます。

	つみたて投資枠	併用可	成長投資枠
年間投資上限額	120万円		240万円
非課税保有期間	無期限化		
生涯非課税限度額(総枠)	1,800万円(うち成長投資枠は1,200万円が上限)		
口座開設期間	恒久化		
投資対象商品	積立・分散投資に適した一定の投資信託		上場株式・投資信託等(※)
対象年齢	18歳以上		
現行制度との関係	令和5年末までに現行の一般NISA及びつみたてNISAにおいて投資した商品は、新しい制度の外枠で、現行制度における非課税措置を適用		

※ 安定的な資産形成につながる投資商品に絞込む観点から、高レバレッジ投資信託などは対象から除外されます。

適用時期 令和6年1月1日以後について適用されます。

(2) 特定非常災害に係る損失の繰越控除の見直し(雑損失)

法人会の提言

被災者支援の観点から、災害による損失を雑損控除と切り離れた、新たな控除制度の創設について検討すべきである。

実現された改正内容

災害により住宅や家財などに損害を受けた場合に適用できる所得税法の雑損控除の金額について、その年分の所得金額から控除しきれない金額がある場合には、翌年以後3年間繰り越して各年分の所得金額から控除することができます。

改正案では、特定非常災害による住宅・家財等の損失について、その損失額(雑損失の金額)の繰越控除期間が5年間に延長されます。

適用時期 令和5年4月1日以後の特定非常災害に係る雑損失について適用されます。

Chapter3 資産税関係

(1) 相続時精算課税制度の見直し

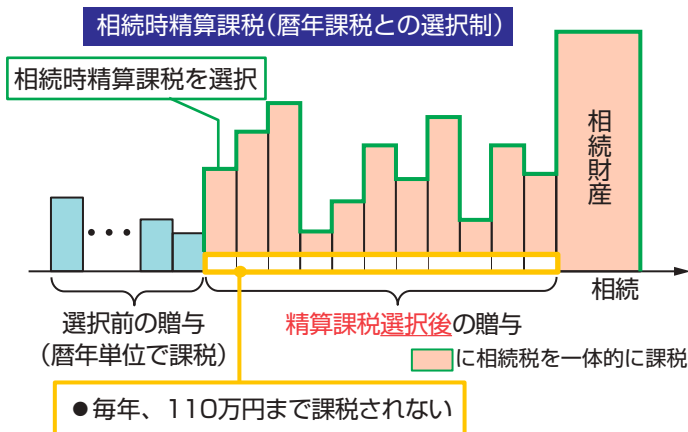
法人会の提言

相続時精算課税制度の特別控除額(2,500万円)を引き上げる。

実現された改正内容

次世代への早期の資産移転などの観点から導入された相続時精算課税制度について、利便性向上を図るため同制度が見直されます。

- ① 相続時精算課税制度での贈与について、現行の基礎控除(暦年課税110万円)とは別に、毎年、課税価格から基礎控除110万円まで控除できるように見直すとともに、特定贈与者の死亡に係る相続税の課税価格に加算する財産の価額については、上記の控除後の残額とされます。
- ② 相続時精算課税制度により受贈した一定の土地・建物が、贈与の日から相続税申告書の提出期限までの間に、災害により一定の被害を受けた場合、相続税の課税価格への加算等の基礎となる土地・建物の価額は、贈与時の価額から災害によって被害を受けた部分に相当する額を控除した残額とされます。



適用時期

①の改正については、令和6年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用されます。

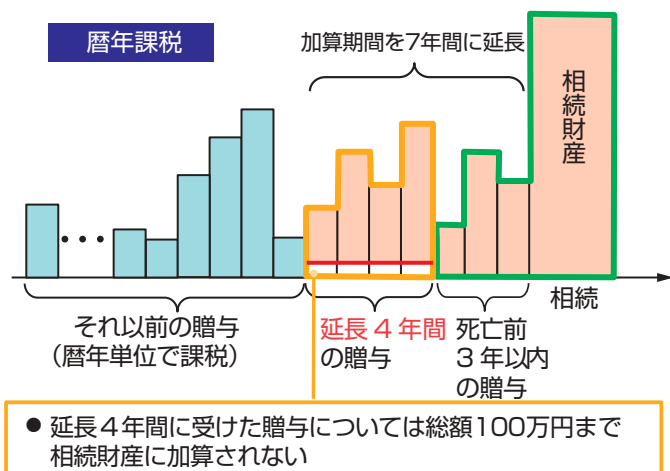
②の改正については、令和6年1月1日以後に生ずる災害により被害を受ける場合について適用されます

(2) 暦年課税における相続前贈与の加算期間の見直し

暦年課税においては、年間110万円までの贈与であれば、贈与税は非課税となりますが、相続開始前3年以内に行われた贈与については、相続税の課税対象となります。

改正案では、暦年課税における相続開始前に贈与があった場合の相続税の課税価格への加算期間が7年以内(現行:3年以内)に延長されます。

また、相続開始前7年以内から3年以内の4年間の間に贈与により取得した財産については、総額100万円まで相続財産に加算されない措置が講じられます。



適用時期

令和6年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る相続税について適用されます。

(3)教育資金の一括贈与非課税措置の見直し

直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、次の見直しを行った上で、その適用期限が3年間延長されます。

- ① 契約期間中に贈与者が死亡した際、贈与者に係る相続税の課税価格の合計額が5億円を超える場合には、受贈者の年齢等に関わらず、残高が相続財産に加算されます。
- ② 契約終了時の残高に贈与税が課される際の税率は、贈与税の一般税率とされます。

適用時期 ①の改正については、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間に取得する信託受益権等に係る相続税について適用されます。
②の改正については、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間に取得する信託受益権等に係る贈与税について適用されます。

(4)結婚・子育て資金の一括贈与非課税措置の見直し

直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、契約終了時の残高に贈与税が課される際の税率を、贈与税の一般税率とした上で、その適用期限が2年間延長されます。

適用時期 令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に取得する信託受益権等に係る贈与税について適用されます。

Chapter4 消費税関係

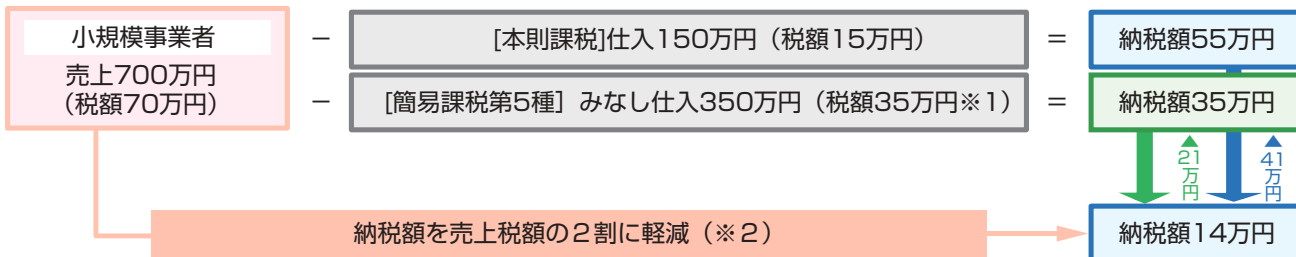
(1)適格請求書等保存方式(インボイス制度)の円滑な実施に関する見直し

令和5年10月1日に施行されるインボイス制度について、円滑な制度移行を図る観点から、以下の見直しが行われます。

① 小規模事業者に対する納税額に係る負担軽減措置

小規模事業者に対する納税額に係る負担軽減措置が講じられます。

【サービス業の場合】



※1 売上税額70万円×第5種みなし仕入率50% ※2 売上税額70万円×2割

改正案では、免税事業者が課税事業者を選択した場合、納税額を売上税額の2割に軽減する負担軽減措置が3年間講じられます。この負担軽減措置の適用に当たっては、事前の届出は必要なく申告時の選択適用となります。

② 一定規模以下の事業者に対する事務負担の軽減措置

法人会の提言

インボイス制度を実施するのであれば、国は事業者混乱が生じないよう制度の周知を徹底するとともに、事務負担が軽減するような環境整備が必要である。

実現された改正内容

中小事業者を含めた一定規模以下の事業者の実務に配慮し、事務負担の軽減措置が講じられます。

改正案では、基準期間(前々年・前々事業年度)における課税売上高が1億円以下又は特定期間における課税売上高が5,000万円以下である事業者については、インボイス制度の施行(令和5年10月1日)から6年間、1万円未満の課税仕入れについて、インボイスの保存がなくとも帳簿のみで仕入税額控除を認める事務負担の軽減措置が講じられます。

③ 少額な返還インボイスの交付義務の見直し

インボイス制度への移行に伴い、インボイスの交付義務とともに、値引き等を行った際にも売手と買手の税率と税額的一致を図るために、値引き等の金額や消費税額等を記載した返品伝票といった書類(返還インボイス)の交付義務が課されることとなります。

改正案では、事業者の実務に配慮し事務負担を軽減する観点から、少額な値引き等(1万円未満)の場合には、返還インボイスの交付が免除されるように見直されます。

④ 登録申請手続の柔軟化

インボイス制度が開始される令和5年10月1日から適格請求書発行事業者登録制度の登録を受けるためには、原則、令和5年3月末までに申請書を提出しなければなりません。4月以降であっても申請書に「困難な事情」を記載することで、10月1日に登録したものとみなす経過措置が設けられていますが、改正案では、申請書に「困難な事情」の記載がなくとも4月以降の登録申請が可能となります。

また、登録申請手続について以下のとおり見直されます。

- ㊦ 免税事業者が申請書を提出し、課税期間の初日から登録を受ける場合には、課税期間の初日から起算して15日前の日(現行:課税期間の初日の前日から起算して1月前の日)までに申請書を提出する必要があります。なお、課税期間の初日後に登録がされた時は、同日に登録を受けたものとみなされます。
- ㊧ 登録の取消しを求める届出書を提出し、その提出があった課税期間の翌課税期間の初日から登録を取り消そうとする場合には、翌課税期間の初日から起算して15日前の日(現行:その提出があった課税期間の末日から起算して30日前の日の前日)までに届出書を提出する必要があります。
- ㊨ 適格請求書発行事業者の登録等に関する経過措置の適用により、令和5年10月1日後に登録を受けようとする免税事業者は、その申請書に、提出する日から15日を経過する日以後の日を登録希望日として記載します。登録希望日後に登録がされた時は、登録希望日に登録を受けたものとみなされます。

適用時期

- ①の改正については、令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間において適用されます。
- ②の改正については、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間に国内において行う課税仕入れについて適用されます。
- ③の改正については、令和5年10月1日以後の課税資産の譲渡等につき行う少額な値引き等について適用されます。
- ④㊦㊧の改正については、令和5年10月1日以後、㊨の改正については、令和5年4月1日以後に提出する適格請求書発行事業者登録制度の申請書について適用されます。

Chapter5 その他

(1) 電子帳簿等保存制度の見直し

法人会の提言

インボイス制度や電子帳簿保存法の改正による電子データ保存の義務化に対応するなど、事業者の事務負担、納税協力コストは年々増加している。特に電子データ保存の義務化については、全ての事業者が対象となっており影響は大きい。システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。

実現された改正内容

経済社会のデジタル化を踏まえ、税務情報のデジタル化、優良な電子帳簿の普及に資する観点から、電子帳簿等保存制度が見直されます。

① 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存制度の見直し

現行、申告所得税及び法人税の保存義務者は、電子取引を行った場合、保存要件に従って、その電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存しなければなりません。ただし、経過措置として、令和5年12月31日までに電子取引を行う場合には、事実上、電子取引の取引情報に係る電磁的記録を出力することにより作成した出力書面の保存をもって、その電磁的記録の保存に代えることができる措置が講じられています。

改正案では、以下の見直しが行われます。

㊦ 保存要件の緩和

電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができる場合には、全ての検索機能の確保の要件が不要と

なる売上高基準が「1,000万円以下」から「5,000万円以下」に引き上げられます。

① システム対応ができなかった事業者に対する猶予措置

前記の経過措置は適用期限(令和5年12月31日)をもって廃止されます。システム対応を相当の理由により行うことができなかった事業者については、従前行われていた出力書面の保存に加え、電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができる場合は、検索機能の確保の要件等を不要としてその電磁的記録の保存を可能とする、新たな猶予措置が講じられます。

② スキャナ保存制度の見直し

スキャナ保存制度は、決算関係書類を除く国税関係書類(取引の相手方から受領した領収書・請求書等)について、一定の要件の下、スキャナにより記録された電磁的記録の保存により、その書類の保存に代えることができる制度です。

改正案では、以下の見直しが行われます。

- ㊦ 国税関係書類をスキャナで読み取った際の情報(解像度・階調・大きさ)の保存要件を廃止
- ㊧ 国税関係書類に係る記録事項の入力者等に関する情報の確認要件を廃止
- ㊨ 国税関係書類に関連する国税関係帳簿の記録事項との間に、相互にその関連性を確認することができるようにしておく書類を、契約書・領収書等の重要書類に限定

③ 優良な電子帳簿の範囲の見直し

一定の国税関係帳簿に係る電磁的記録による保存制度について、一定の要件を満たしている国税関係帳簿(優良な電子帳簿)に係る過少申告加算税の軽減措置の対象となる申告所得税及び法人税の対象帳簿の範囲が見直されます。

- 適用時期**
- ①の改正については、令和6年1月1日以後に行う電子取引の取引情報に係る電磁的記録について適用されます。
 - ②の改正については、令和6年1月1日以後に保存が行われる国税関係書類について適用されます。
 - ③の改正については、令和6年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用されます。

(2) 先端設備等導入計画に基づく固定資産税の減免制度の創設

先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業者等が設備投資を行った場合、新規取得設備の固定資産税が最大3年間ゼロ(市町村の条例で定める割合により異なる)になる固定資産税の減免制度について、新たな制度が創設されます。

対象設備	①: 機械装置 ②: 測定工具、検査工具 ③: 器具・備品 ④: 建物附属設備(年平均の投資利益率5%以上見込まれる投資計画に記載された設備)
固定資産税の課税標準	3年間1/2(※)

※ 一定の要件(雇用者全体の給与が導入計画の申請日の属する事業年度の直前の事業年度における雇用者給与等支給額の実績と比較して1.5%以上増加すること等)を満たせば、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に取得した対象設備は5年間1/3、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に取得した対象設備は4年間1/3となります。

適用時期 令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に取得した対象資産に適用されます。

活動フラッシュ

2023/3月～4月

- 税に関する事業
- 企業の発展に資する事業
- 社会貢献事業
- 会員交流事業

3/18(土)

中央南支部

健康講座

テーマ／一教えて体の異常ー 泌尿器のがんと治療
講師／北里大学医学部泌尿器科学 石井大輔 氏
場所／相模原法人会館 3階



3/22(水)

橋本支部

税務研修会

テーマ／インボイス制度について
講師／相模原税務署 担当官
場所／ソレイユさがみ



3/25(土)

津久井地区

津久井湖さくらまつり

内容／法人会のPR活動
場所／県立津久井湖城山公園 水の苑地



3/25(土)

上溝支部

駅の花植え替え

内容／駅の花植え替え
場所／JR相模線 原当麻駅



3/29(水)

中央北支部

地域美化運動

内容／有志が集まりゴミ拾いを実施
場所／相模原市矢部2丁目周辺



4/11(火)

女性部会

事業報告会

内容／令和4年度事業報告及び決算報告
令和5年度事業計画及び予算
場所／相模原法人会館 3階

4/13(木)

女性部会

全国女性フォーラム愛媛大会

内容／講演会・ディスカッション他
場所／アイテムえひめ



令和5年度3月24日の理事会において、当会の令和5年度事業計画案及び予算案について審議し、満場一致で承認されました。

令和5年度においては、法令及び定款を遵守した活動及び法人会の基本方針に則った運営を基本方針とし、公益社団法人としての運営、会員の質的向上、組織の維持・強化、税務行政への協力等を重点事項としています。

また、予算に関しましては、経常費用のうち、公益目的事業費を66.0%の比率としています。

以下、令和5年度事業計画抄及び予算抄を掲載します。なお、詳細につきましてはホームページで情報公開しておりますのでご確認ください。

令和5年度事業計画(抄)

I 基本方針

公益社団法人として法令及び定款を遵守し、自立した存在として、経理的基礎及び技術的能力を有し、不特定多数の者の利益の増進に資するための事業が、安定的かつ継続的に適切に行われるよう自らガバナンスを図り、国民に対して事業運営の情報開示を行い、民による公益の増進に寄与する。

法人会の基本的指針に則り、定款に定める当会の目的を達成するために、公益目的事業及び会員の福利厚生や会員支援事業を積極的に実施し、よき経営者を目指すものの団体として、税務行政の円滑な運営に寄与し、さらに、県内外の単位会及び連合会、または、他の税務行政協力団体と連携を保ちつつ、組織の拡大強化、事業内容のより一層の充実を図る。

II 重点事項

1. 公益社団法人としての運営
2. 定款に定めた目的達成のための事業活動
 - (1) 公益目的事業の実施
 - (2) 会員の福利厚生や会員支援事業の実施
3. 会員の質的向上
4. 組織の維持・強化
5. 税務行政への協力
6. 税務行政協力団体との協調

III 主要事業計画

1. 税知識の普及を目的とする事業

- (1) 新設法人説明会 (公益目的事業1-1)
- (2) 決算法人説明会
- (3) 税務相談
- (4) 税務研修会
- (5) 広報誌発行による税情報や開催要領の公開
- (6) Webサイトによる税情報の発信

2. 納税意識の高揚を目的とする事業

- (1) 租税教室の実施 (公益目的事業1-2)
- (2) 租税教育用「税金体操」の推進
- (3) 地域イベント参加による税金クイズ等
- (4) 税に関する絵はがきコンクール

3. 税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業 (公益目的事業1-3)

- (1) 法人会全国大会
- (2) 公益財団法人全国法人会総連合税制セミナー
- (3) 税制改正要望アンケートの実施
- (4) 税制改正要望書の関係機関への提出
- (5) 全国青年の集い
- (6) 全国女性フォーラム

4. 地域企業の健全な発展に資する事業

- (1) 労務相談 (公益目的事業2)
- (2) 法律相談
- (3) 経営研修会
- (4) 年末調整説明会
- (5) インターネットセミナー
(セミナーオンデマンド運営管理)

5. 地域社会への貢献を目的とする事業

- (1) 会員大会講演会やシンポジウム (公益目的事業3)
- (2) 健康セミナー
- (3) 女性部会絵手紙作成並びに送付及びタオル収集並びに寄贈
- (4) 女性部会使用済み切手収集及び寄贈
- (5) チャリティイベント
- (6) 地域イベントへ参加
- (7) 地域美化運動
- (8) 中学生職場体験支援事業
- (9) 防犯カメラ設置促進事業
- (10) その他会員及び一般に有益な事業

6. 会員の交流に資するための事業

- (1) 新年賀詞交歓会
- (2) 理事、監事、委員会、支部、部会等交流会
- (3) 厚生親睦旅行
- (4) 支部・部会親睦交流事業
- (5) 支部会員交流会
- (6) 施設見学会
- (7) 他団体との交流会

- (3) 成人病検診
- (4) 葬儀等サービス
- (5) 貸倒保障制度普及促進
- (6) 施設利用等優待サービス
- (7) 貸会議室の利用推進

7. 会員の福利厚生等に関する事業

- (1) 福利厚生制度普及推進
 - ① 経営者大型保障制度の普及推進
 - ② 経営保全プランの普及推進
 - ③ がん保険制度の普及推進
- (2) 福利厚生制度推進連絡協議会

8. その他本会の目的を達成するために必要な事業

- (1) 会の意思決定機関の総会及び理事会、各事業を具体化するための委員会及び部会、会活動の充実に資するための各支部及び地区での役員会等、さらに税務行政機関及び他団体との連絡協調のための会議等を実施。
- (2) その他本会の目的を達成するために必要な事業

令和4年度 正味財産増減計算書(抄)

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(単位:円)

科 目	公益目的事業	収益事業	会員交流事業	法人会計	合 計
I. 一般正味財産増減の部					
i. 経常増減の部					
(i) 経常収益					
1. 特定資産運用益	0	5,070,120	0	3,000	5,073,120
2. 受取会費	20,020,727	0	10,817,715	2,881,558	33,720,000
3. 事業収益	661,500	1,000,000	750,000	0	2,411,500
4. 受取補助金	20,233,000	0	750,000	1,050,000	22,033,000
5. 受取負担金	0	0	0	400,000	400,000
6. 受取寄付金	520,000	0	0	0	520,000
7. 雑収益	900,000	240,000	150,000	25,500	1,315,500
経常収益計	42,335,227	6,310,120	12,467,715	4,360,058	65,473,120
(ii) 経常費用					
1. 事業費	41,271,351	2,840,849	10,668,222		54,780,422
2. 管理費				7,740,057	7,740,057
経常費用計	41,271,351	2,840,849	10,668,222	7,740,057	62,520,479
当期経常増減額	1,063,876	3,469,271	1,799,493	△ 3,379,999	2,952,641
ii. 経常外増減の部					
(i) 経常外収益	0	0	0	0	0
経常外収益計	0	0	0	0	0
(ii) 経常外費用	0	0	0	0	0
経常外費用計	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0
他会計振替額	2,634,381	△ 1,734,635	△ 899,746	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	1,063,876	3,469,271	1,799,493	△ 3,379,999	2,952,641
法人税、住民税及び事業税	0	300,000	0	0	300,000
当期一般正味財産増減額					2,652,641
一般正味財産期首残高					223,913,698
一般正味財産期末残高					226,566,339

2023年度税務職員募集

Pride of the Specialist ～公平な世の中を創る、志～

適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を、
我々と一緒に目指してみませんか。

税務職員は、国税局や税務署において、税務のスペシャリストとして法律・経済・会計等の専門知識を駆使して適正な課税を維持し、また、租税収入を確保するための事務を行います。

◇ 受験資格

- 1 2023(令和5)年4月1日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない者(2020(令和2)年4月1日以降に卒業した者が該当する。)及び2024(令和6)年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者
- 2 人事院が上記1に掲げる者に準ずると認める者

人事院国家公務員試験
【採用 NAVI】

◇ 申込手続

- 1 申込方法
インターネット申込み
人事院ホームページ上の申込専用アドレスをご利用ください。
- 2 受付期間
令和5年6月19日(月)9時から令和5年6月28日(水) [受信有効]まで



◇ 試験日程等

- 1 次試験 令和5年9月3日(日)
試験科目：基礎能力試験(多肢選択式)、適性試験(多肢選択式)、作文試験
- 2 次試験 令和5年10月11日(水)から令和5年10月20日(金)
※1次試験合格通知書で指定する日時
(人物試験、身体検査)
- 合格発表 令和5年11月14日(火)

※ 試験概要等の詳しい情報は、東京国税局ホームページ
「[採用関係お役立ちリンク集](#)」をご確認ください。

【問合せ先】

東京国税局 総務部 人事第二課 試験係
(代表)03-3542-2111 内線 2162

採用関係
お役立ちリンク集



インボイスコールセンター (インボイス制度電話相談センター)



インボイス制度に関する一般的な**ご質問**や**ご相談**を
フリーダイヤルで受け付けています。

電話番号

0120-205-553 (無料)

受付時間

9:00~17:00 (土日祝除く)

※ 消費税の軽減税率制度についての一般的なご質問やご相談も、従来と同様にコールセンターで受け付けています。

音声ガイダンスに沿って
お知りになりたい内容の番号を選択してください。

インボイス制度の
登録申請について
知りたい方

→ 「1」

インボイス制度の
内容について
知りたい方

→ 「2」

軽減税率制度に
ついて知りたい方

→ 「3」

- 消費税に関する一般的なご相談(制度や法令等の解釈・適用についてのご相談や手続案内など)については、各国税局に設置する「[国税局電話相談センター](#)」において、国税局の職員がお答えしています。
電話相談を希望される方は、「[所轄の税務署](#)」にお電話いただき、音声ガイダンスに沿って「1」を選択してください。
- 個別相談(関係書類等により具体的な事実等を確認する必要がある相談)を希望される方については、「[所轄の税務署](#)」において面接にて相談をお受けしています。
面接相談を希望される方は、あらかじめ「[所轄の税務署](#)」に電話(音声ガイダンスに沿って「2」を選択してください。)により面接日時等をご予約いただくようお願いします。

インボイス制度及び消費税の軽減税率制度に関する情報については、国税庁ホームページ (www.nta.go.jp) の「消費税の軽減税率制度・適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)」をご覧ください。

※ 右のコードからもご覧になれます。

コード →





株式会社セルクル 総料理長
新井 正浩さん
趣味はロック音楽鑑賞と
スイーツの食べ歩き。



お花見弁当 / 1,980円税込 ※メニュー・食材は季節により変わります。
※お花見弁当の期間は3/25~4/9まで

津久井湖ゴルフ倶楽部

名門ゴルフ倶楽部のプレミアムなレストラン

株式会社セルクル
津久井地区

レストラン「ル・セルクル」

interview ●・・・花子 ●・・・新井さん

- 圏央道相模原I.C.から約10分、津久井湖ゴルフ倶楽部の敷地内にあるレストラン「ル・セルクル」を訪ねました。ゴルフ場の中なので、緑が気持ちいいですね。ガラス張りの窓からコースを見渡せます。総料理長の新井正浩さんにお話を伺いました。
- よろしくお願ひします。
- 口コミで、近隣の方に知れ渡っているレストランなんですね。一般のお客様も

お食事できるんですか？

- 大歓迎ですよ。満席時もあるので、予約をしてくださいと確実です。パーティールームも、一般の方の忘年会やイベント等にご利用いただけます。
- メニューについてもお伺ひしたいのですが、新井さんのおすすめを教えてください。
- 桜の季節には、お花見弁当を目標てにご近所の主婦がいらっしやいます。特に

宣伝はしていないんですが、昔から毎年来てくださる方もいるようです。

- では私も、お花見弁当をお願いします。
- かしこまりました。今は春なのでお花見弁当ですが、この「倶楽部御膳」は春夏秋冬で内容を変えて提供しています。津久井湖ゴルフ倶楽部の名物なんですよ。
- さっそく運ばれてきました。おお～、すごい。豪華な御膳でテンションが上がる



津久井豆乳の担々麺¥1430



鉄板チャーハン¥1430



コンペルームはパーティーなどで席数の調整ができ、忘年会やイベント等に利用可能

ります。

- わかさぎ、フキノトウなど春の食材のてんぷらをメインに、煮物も春を意識してタケノコにしています。
- さくっと、ほろ苦い春の味わいです。色合いも優しくていいですね。お寿司も付いてるんですね。
- こちらの、はまぐりのうどんも、今だけの一品ですよ。
- 滋味深いおだしの味が、じんわり染みます。自然豊かな絶景に囲まれて匂を味わえるなんて、最高ですね。
- うちは季節だけでなく、体感温度によってメニューを変えていますよ。
- それは、暑くなったら冷やし中華を出す、みたいなことでしょうか。
- そうです。中間的な季節にも対応していて、たとえば冷やし中華と温かいラーメンの間につけ麺を出そうとか、ちょっと寒いからあんかけの焼きそばにしようとか。デザートで言えば、夏はかき氷が登場します。
- きめ細かいですね。プレーをするゴル

ファーのお客様への粋なはからいを感じます。他にもゴルフ場ならではの気遣いはありますか？

- プレーとプレーの間の時間にお食事を急ぐお客様が多いので、なるべく早く、しかしクオリティを下げずにお料理を提供するようにしています。
- なるほど。食材は、津久井のものを使ったりするんですか？
- 近くの養鶏所から新鮮な卵を卸していただいて、モーニングの和定食では生卵でご提供しています。
- 卵かけごはんですね。
- あとは高座豚、それと豆腐・豆乳も津久井産大豆のものを使っています。
- 津久井産の在来大豆は味が濃いですよ。
- 冬に、津久井産大豆の豆腐で作った麻婆豆腐を石焼きの器でお出ししたら、皆さん「豆腐が違う」とお分かりになって。人気メニューでした。
- メニューは、新井さんがお決めになるのでしょか。

●私も考えますが、津久井湖ゴルフ倶楽部にはクラブを良くするための委員会がありまして、そちらの皆さんにもご意見をいただいています。

- 利用者の声を反映させることができるんですね。
- 「あそこのゴルフ場で、こんなものを食べたよ」などの情報も教えてくれるんです。試食をしていただいて、新メニューを決めています。
- 地域との関わりは、ありますか？
- 相模原市民会館のレストラン「ル・セルクル」も同じ系列店なんです。イベントのときに、黒豚挽肉を使ったメンチカツサンドをお出ししましたよ。
- 今度は軽食も食べてみたいです。では最後に、今後のお店の展望をお聞かせください。
- もっと掘り下げて、地産地消を取り入れていきたいですね。地元の方の食材、津久井ならではの食材をもっと探しながら、皆さんに喜んでいただけるメニューを考えたいです。



レストラン「ル・セルクル」津久井湖GC
〒252-0159 相模原市緑区三ヶ木492
電話／042-784-0321
営業時間／平日
6時45分(1・2月は7時15分)～
土・日・祝日
6時30分(1・2月は7時)～
※メニューは季節により変更となります。
※営業時間・定休日は変更となる場合がありますので、ご来店前に店舗にご確認ください。

姉妹店もご利用ください。



レストラン「ル・セルクル」

相模原市民会館の地下1階にある、和洋多彩なメニューのレストラン。津久井湖ゴルフ倶楽部店の、同じメニューを身近に楽しめます。

- 相模原市中央区中央3-13-15 相模原市民会館 B1F(相模原駅南口から徒歩約19分)

企業の税務コンプライアンス向上のために

国税庁後援

自主点検チェックシートをご活用ください!

企業を成長させるためには、売上を増やし利益を上げることはもちろんですが、内部統制面の強化や経理面の質を向上させることも重要な要素です。「入出金が適切に管理されるようになる」「内部の不正行為を未然に防止できる」など結果的に企業の成長にもつながることが期待できます。

法人会では、こうした「自主点検」を簡単にできるようにするため、「自主点検チェックシート・ガイドブック」を作成いたしました。企業の皆様、自社の成長・税務リスクの軽減のために、ぜひご活用ください。



○ 点検項目チェック表		Ⅱ 実務関係 (資産科目)	
科目名	点検項目	点検	結果
貯蓄金 小切手 変動貯蓄	12 手形振金と振込の残高は一致していますか。	○	○
	現金、小切手による振込は必ず元金(宛先)の正しいは、その理由が明らかにされていますか。	○	○
	現金(簿帳)と帳簿の残高は一致していますか。	○	○
	変動貯蓄の簿帳と帳簿(変動貯蓄記入簿)は定期的に照合されていますか。	○	○
売掛金 売掛金	16 債権者(売掛先)と債権者に対する請求残高は一致していますか。	○	○
	17 債権がマイナスになっている件数については、その理由が明らかにされていますか。	○	○
	18 回収が遅延しているものについては、その理由が明らかにされていますか。	○	×
	入金条件(決済日、決済手段)に変更があるものについては、その理由が明らかにされていますか。	○	○

○ 点検結果記入表 (3月31日点検分)		点検担当者
項目番号	点検結果	代表者記入欄 署名(印刷)
18	確認したところ遅延があった。	売掛金の回収不能を防ぐため、取引先に遅延の理由を確認するようにした。

「自主点検チェックシート」は社内体制のほか、貸借関係や損益関係等に分かれ、全部で83の点検項目があります。

また、企業規模や業種に関わりなく企業のガバナンス確保に必要な基本事項を40項目選定した「入門編」もあります。

点検結果が「×」であった項目については、その内容を「点検結果記入表」に記入し、代表者に報告します。代表者は点検結果に基づき、今後の改善方針を決めます。

相模原法人会のホームページよりダウンロードできます。

相模原法人会

検索

新会員紹介

令和5年2月～3月

法人名等	業種	代表者氏名	所在地	支部・地区等
RainbowCrystal 株式会社	エステ	並木 千寿	相模原市中央区相模原5-7-3 BS相模原ビル5F	相模原支部
株式会社 エフテン	不動産賃貸業	松岡 忠義	相模原市中央区相模原6-24-4 CRESCO相模原201	相模原支部
株式会社 タケヒロ	事業者向けの広告物	武藤 博之	相模原市緑区橋本6-1-14-1708	橋本
Reef 株式会社	冷凍、冷蔵設備、配管会社	池田 孝夫	相模原市中央区田名2088-16	田名
株式会社 ユニックス	印刷、複写	平田 徹	相模原市南区麻溝台6-17-6	麻溝台
法律事務所S	弁護士	藤田 寛之	相模原市中央区相模原2-1-5 サトウビル5階	賛助会員
AKIRA ~budo school~	娯楽業	青木 亮	相模原市中央区相模原1-7-8 1F	賛助会員
岸公認会計士事務所	会計監査他	岸 徹	相模原市南区相模大野5-29-11	賛助会員
行政書士事務所わかば	行政書士	若林 美佳	相模原市南区相武台2-17-3	賛助会員

会議室ご利用のご案内

法人会館の会議室を ご利用いただけます。

会員の方はもちろん、一般の方も会議や研修会等に
ご利用になれます。土日祝祭日のご利用も可能です。

※使用に際して、物品等の販売及び公序良俗に
反した内容のご利用はできません。



- ◎当会の支部地区等の役員会・研修会……無料
- ◎会員会社でのご利用……………会員料金
- ◎会員以外の方のご利用……………一般料金

※予約状況の確認はHPにてご覧いた
だける他、お申込みも可能です。
右のQRコードをご利用ください。



本誌同封広告のご案内

「広報誌はやぶさ」に、 貴社の広告を同封いたします。

会員のみなさまに隔月でお届けしております「はやぶさ」に、
貴社の広告と一緒に封入することができます。
どうぞご利用ください。

《発行内容》

部 数：3,300部
発 行 日：隔月(5・7・9・11・1・3月)

《封入広告》

寸 法：角2封筒に入る大きさ
(A4版、B4・A3版二つ折りまで可)

内 容：会員に配布するに相応しい内容であること
発行部数印刷、寸法に合うこと

料 金：33,000円(1回)

お申込み：封入希望発行月より1ヶ月前までにご連絡
ください。

読 者 プ レ ゼ ン ト

株式会社文盛堂 オリジナルエコバックと のし袋セット 5名様にプレゼント!

提供元：株式会社文盛堂
〒252-0237 相模原市中央区千代田6-1-18
TEL：042-752-2303
FAX：042-755-5117
URL：<http://www.bunseido.net/>



のし袋セット
慶弔用のし袋を大小
あわせて15枚入って
いるセットです。

オリジナルエコバック
デントにも採用される、丈夫で撥水性
のある生地を用いたエコバック。
ちょっとした小物が入る内ポケットに
本体を小さく収納できます。

応募締切り令和5年5月31日(水)

今すぐハガキかFAXで!

右記の内容をご記入の上、相模原法人会事務局まで
Faxまたはハガキでお申込みください。

- ①希望商品名「エコバック・のし袋セット」
- ②郵便番号
- ③ご住所
- ④法人名
- ⑤お名前
- ⑥電話番号
- ⑦「広報誌はやぶさ」に関するご意見、ご感想など

◎当選発表はプレゼントの発送をもって代えさせていただきます。また、ご感想などを紹介させていただく場合がございます

会議室のご利用・プレゼントのお申込み、
タオル等のご寄付、広告の同封、
本誌に関するお問合せやご感想は
こちらまでお寄せください。

公益社団法人 相模原法人会事務局

TEL.042-755-3027 FAX.042-753-3273
〒252-0236 相模原市中央区富士見6-13-16
<http://www.sagamiharahojinkai.or.jp>

青年部会員 募集

Member recruitment

お待ちしています!

◎入会資格

相模原法人会正会員又は賛助会員
の方で 50 歳 以下の経営者、
またはそれに準ずる方



新しい仲間たち



ふりがな
氏名

- ①会社名 ③支部
- ②業種 ④座右の銘
- ⑤ひとことPR



いけだ たかお
池田 孝夫

①Reef株式会社
②冷凍冷蔵設備業
③田名支部
④痛みなくして成功なし
⑤先輩のご縁から入会させていただきました。
スーパーマーケットのショーケース、大型のプレハブ冷蔵庫等冷却設備の施工、管理等を首都圏中心にさせていただいております。
これからの相模原へ貢献できるよう頑張らせていただきます。



いとう ゆき
伊藤 由季

①aYumi合同会社
②飲食業
③大野南支部
④桜梅桃李
⑤小田急相模原駅付近で飲食店を3店舗経営しております。私たちは、お店や人を通じて小さな輪がたくさん繋がり、そのうち大きな輪になってくれたら、の気持ちでお客様やその他いろいろな方との繋がりやご縁を大切に仕事をしております。これから青年部会でも輪を繋げていけたらと思っておりますのでよろしくお願いいたします。



おおつか しょうた
大塚 将太

①桐高電気株式会社
②建設業 電気工事
③大野南支部
④有言実行
⑤電気工事業として、テナント改修工事やビル等の電気設備工事を主に行っております。まだまだ未熟者ではありますが全力で取り組みますので、どうぞよろしく願いいたします。



おき やすこ
沖 安子

①座間木工有限会社
②建設業
③相武台地区
④「明日やろう」はバカ野郎
⑤創業70年超。製材所として設立以来『材料への拘り』を大切に、伝統的木造在来工法に現代の技術を取入れながら来世へ受け継がれていく家づくりを目指しています。



こやま たつじ
小山 龍次

①スワ運輸株式会社
②運送業
③上溝地区
④一隅を照らす
⑤先輩方のご紹介により、この度法人会青年部に入会することが出来ました。
相模原生まれの相模原育ちですので、生まれ育った地域に貢献出来たらと考えています。皆さまのご指導を何卒よろしく願い致します。



みやざき しょう
宮崎 翔

①株式会社FUN
②電気工事
③大野南支部
④一意専心
⑤主にオフィスの電気工事、電話工事、ネットワーク&LAN工事をやっております。
社名の通り、何事も楽しく一生懸命取り組み、青年部会の役に立てればと思っております。宜しくお願い致します。



もりい やすほ
森井 康穂

①相模原商事株式会社
②医療機器・医療資材卸売業
③相模台支部
④全ての因は我にあり
⑤この度ご縁があって入会させていただきました。
社長就任して間もなく、右も左も分からない若輩者ですが、諸先輩方に多くの学びをもらい色々経験を積んでいきたいと思っております。先代が大事にしていた相模原の地で、少しでも恩返しできるように頑張らせて頂きます。よろしくお願い致します。